

「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見

社団法人国立大学協会入試委員会

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に設置された「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ」における検討に際して、国立大学協会入試委員会は、高等学校教育と高等教育の接続の視点から、以下のような意見を申し述べることとする。

1. 学校教育法によって、高等学校卒業をもって大学入学資格を規定しているが、高校進学率が90%を超えて高等学校が国民的教育機関へと性格を変えたところから高等学校の多様化や科目履修における選択の幅の拡大が追求されてきた。高等学校の多様化や学習指導要領の改訂は、高等学校と大学の接続の在り方の視点から検討されたものではないが、わが国中等教育の状況変化に対応する合理性をもつものであったことは否めない。しかしながら、この中で、高等教育に接続すべき高等学校における教育の達成度、あるいは高校教育の完成の水準をどこに置くべきかについて今日まで明らかにされないままとなり、「高大接続」の多くを大学入試に依存する状態が生まれてきた。

しかし、平成20年の中央教育審議会答申『学士課程の構築に向けて』が明らかにしているように、近年における大学入試の選抜機能は低下し、「高大接続」に困難が生じてきている。このような状況を踏まえるならば、今日、高等学校の学習評価の在り方を検討する際には、学校教育法の趣旨にしたがい、「高大接続」に明確な指針を与える視点からの検討がなされるべきである。また、これに関連して、高等教育に接続する高等学校の教育課程が、現在修得主義ではなく履修主義に基づいていることについて検討がなされるべきである。

2. 推薦入試、AO入試の拡大にともない、大学における入学者選抜において、高等学校の調査書が果たす役割は大きくなっている。しかしながら、高等学校における学習の評価、殊に評定値は、高等学校ごとに相違する基準で作成されている。本来、学習指導要領に基づく学習成果について、「絶対評価」が厳正になされるならば、高等学校ごとに異なる基準での評定はありえないはずであるが、評定値は「校内尺度」となっている。

調査書における評定値が、目標準拠の絶対評価に基づいてなされているにもかかわらず高等学校間に格差が存在する原因は、そもそも高等学校における目標の設定が高等学校ごとに異なることにあると推察される。そうであるならば、学習の到達度については設定された目標の水準が高等学校ごとに明確にされる必要があると考えられるが、現実には高等学校が置く学習成果の目標は明らかではない。

これらのことから、大学が入学者選抜にあたって調査書を利用するには多大の困難

が生まれている。学習評価，殊に「知識，理解」の観点からの評価については，少なくとも学習指導要領に即した客観的目標に照らしての目標準拠の評価を行い，高等学校間の格差を可能な限り解消するのが望ましい。そうでない限り，調査書に記載される学習評価は，大学なり社会なりにおいて利用する基礎を欠くことになる。高等学校における学習評価の在り方は，個々の高等学校における個々の生徒への教育的な指導の視点のみでなく，社会的に受容される教育成果の評価の視点からも検討されるべきである。

3. 調査書の評価を全国一律に画一的に行うことには無理があり，それを目標とすることもまた適切ではない。また，「高大接続」については，「高大接続テスト（仮称）」に関する協議・研究がなされているところであり，高等学校における学習評価の在り方に「高大接続」の多くを負わせることも不適切であろう。しかしながら，調査書が「校内尺度」に基づいてのみ記載されてよいかどうかはあらためて検討するべきであり，そこから調査書の学習評価上の意義を明確にする必要があると考える。また，このことに関連して，高等学校教育の質の保証について，高等学校が自主的に取り組むことを期待してやまない。

以上